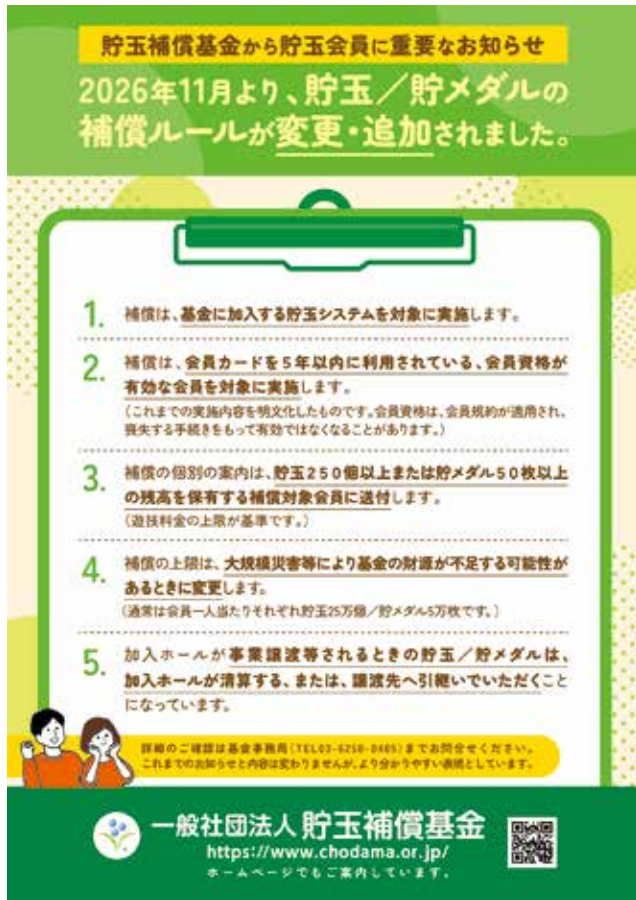




10月下旬に配布を予定する告知ポスター

また補償方法の実施
(1) 会員カードを5年以内に利用されている、会員資格が有効な会員を補償の対象とします。
民法の債権消滅時効を援用し、5年を超えて利用のない長期未利用の会員を補償の対象外とすることについて、「会員の利益保護」に反するものではないとの判断のもと、補償実施の審議において都度決議しておりましたことから、会員カードを5年以内に利用されている、会員資格が有効な会員を補償の対象とすることを、明文化いたしました。

料金の上限が基準)の残高を保有する補償対象の会員に送付します。
貯玉250個未満または貯メダル50枚未満の残高の保有であっても、会員カードを5年以内に利用されている会員は補償の対象となることに変更はございません。
ただし、貯玉250個未満または貯メダル50枚未満の残高を保有する会員は補償申し込み件数が少ないことなど、これまでの補償実施結果を踏まえ、基金財源を有効活用する観点から、はがき等による個別の案内について「貯玉250個以上または貯メダル50枚以上の残高を保有する補償対象の会員」といたしました。

(3) 補償の上限は、大規模災害等により基金の財源が不足する可能性があるときに変更します。(通常は会員一人当たりそれぞれ貯玉25万個/貯メダル5万枚)
近年、東海・東南海・南海トラフの三連動地震や首都直下型地震、さらには富士山の噴火などが発生する可能性の高まりが懸念される状況を受け、万が一の緊急事態が発生し、当法人の財源が不足する可能性があり、通常の補償ができないような場合に限り、会員の利益保護を広く公平に行うことを目的に、補償上限を変更することができるよういたしました。

——新ルールとなることで、ホールが気を付けるべきことは何ですか。
①補償ルールの追加・変更について、会員様への告知にご協力をお願いいたします。②加入ホールにおいて複数の貯玉システムを運用される場合は、基金事務局までご連絡いただけます。③加入ホールを事業譲渡等され、玉/貯メダルについてお取り扱いいただくお取り扱い、お願生じないよう、お願

——事業承継する場合について、詳しく
加入ホールを事業譲渡等されるときには、会員の貯玉/貯メダルが、加入ホールで清算されず、譲渡先で利用することもできないという会員の不利益となる事態が生じるのではないよう、お取り扱いをお願いいたします。

貯玉の推移
——貯玉貯メダルの
のくらいあります
西村 2026年
続きはデジタルブックで
ご覧いただけます。
詳細はこちら▶

貯玉利用者保護のため 安心・安全な遊技環境を整備

貯玉補償基金が昨秋に決議して準備を進めてきた新たな貯玉補償ルールが11月2日から実施される。貯玉債務の返済は経営法人による自己返済が基本である中、基金による補償は貯玉利用者にとって最後の砦。西村拓郎代表理事に新ルールへの想いと基金の意義を聞いた。【文中敬称略】

INTERVIEW

一般社団法人貯玉補償基金

西村拓郎 代表理事



——なぜ今、補償ルールを変える必要があるのか。経緯や新旧の違いを教えてください。

西村 当法人は貯玉補償のさらなる適正な運用を目的として、主に次の点について2026年11月2日から規約等の改正を実施することとなりました。

①1加入ホールに複数の貯玉システムが導入されるケースへの対応

当法人は、1加入ホールにつき1つの貯玉システムが運用されることを前提として規約等を規定し、貯玉補償事業を運営してまいりました。しかしながら、スマート遊技機導入当初に世界的サプライチェーンに混乱が生じ、半導体不足等を要因として、スマート遊技機対応ユニットの供給が必要に追い付かない事態が発生したことにより、ホール様やむなく、既存CRユニットと異なるメーカーのスマートユニットを導入され、当該ユニットに対応する貯玉システムが導入されることとなり、1ホールに複数の貯玉システムが導入されるに至りました。

スマートユニットの供給が安定した現在でも、複数貯玉システム運用が継続していること、今後も何らかの理由により複数貯玉システム運用の可能性があることなどを踏まえ、複数貯玉システム運用に対応した規約等といたしました。

②これまでの貯玉補償実績等を踏